

給与振込者応援定期積金

た 貯め 得 とく

取扱期間

2025年4月1日※～2026年3月31日※

働くみんなを
応援するぞう

店頭表示利回りに

上乗せ

年 0.15%

(税引前)

ご契約
いただける方

当JAに給与振込を指定されている方
または契約と同時に給与振込を指定された個人の方

ご契約期間

2年以上5年以内

ご契約額

50万円以上

留意事項

- ・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。
- ・商品の詳細は、商品概要説明書にてご確認ください。



JA おおいがわ

検索



藤枝地区

岡部支店 054-667-0711
立花支店 054-641-2358
梨葉支店 054-638-0255
稲葉支店 054-641-1061
青島支店 054-641-2226
大洲支店 054-635-2146
高洲支店 054-635-2050

焼津地区

焼津支店 054-626-6111
東益津支店 054-628-4133
大村支店 054-629-5312
豊田支店 054-628-3092
小川支店 054-628-2542
大富支店 054-624-4312
和田支店 054-624-5362
静浜支店 054-622-1411

島田地区

島田支店 0547-35-2121
中溝支店 0547-35-2233
六合支店 0547-35-6677
島田北支店 0547-32-0221
初倉支店 0547-38-0080

キタハイ地区

金谷支店 0547-46-2126
五和支店 0547-45-2137
川根南支店 0547-53-2027
中川根支店 0547-57-2003
本川根支店 0547-59-3123

詳しくは、JAおおいがわのホームページまたは商品概要説明書をご覧ください。
不明な点はお気軽に窓口までお問い合わせください。

給与振込者応援定期積金「貯め得」 商品概要説明書

1. 商品名(愛称)	○定期積金(定額式)(愛称:貯め得)
2. 販売対象	○当JAにおいて給与振込を指定されている、または契約と同時に給与振込を指定された個人の方。
3. 期 間	○2年以上5年以内で50万円以上の契約額とします。 ※払込みが一定以上延滞した場合は、満期日を延滞期間に相当する期間繰り延べます。
4. 払込方法 (1)払込方法 (2)払込金額 (3)払込単位	○契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ○掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ○預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 なお、2021年10月1日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。 ○一回あたり1,000円以上 ○1円単位
5. 払戻方法	○約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
6. 給付補填金 (1)適用利回り (2)支払頻度 (3)計算方法 (4)税 金 (5)金利情報の 入手方法	○契約時の店頭表示利回りに0.15%を上乗せし、満期時まで適用します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。 ○20.315%(国税15.315%、地方税5%)※が分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利(約定利回り)は店頭に表示しています。
7. 付加できる 特約事項	○総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は、担保定期積金の約定利回りに年0.7%を上乗せした利率) ○普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
8. 中途解約時の 取扱い	○満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。 ○払込みがされないまま満期日を経過し解約する場合も、中途解約と同じ取扱いになります。
9. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該積金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
10. 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA各支店または本店金融部金融推進課(電話:054-646-5102)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA本店金融部金融推進課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
11. その他参考となる 事項	○定期積金証書での取扱いとなります。 ○口座等により給与振込の確認をさせていただきます。 ○払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。 ○掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ○満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ○自動振替による払込時に振替口座が貸越状態となる場合は、払込を行いません。(なお、別途「依頼書」の提示により払込を可能とします。) ○増額月を設定した場合、増額月の払込日を過ぎた日を設定することはできません。 ○金利環境の変化等により取扱いを中止または変更させていただく場合がございます。その場合には、店頭及びJAおおいがわホームページにてお知らせいたします。
12. 取扱期間	2025年4月1日から2026年3月31日までとなります。